官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務一一）　一
〔その他告示〕
○水底線路の保護区域を指定する等の件（総務三九）　九
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇、三二、三三、三五）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三一）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三四）　一三
○岡南飛行場の施設変更許可申請があった件（国土交通二五四）　一三
〔官庁報告〕
公聴会
岡南飛行場の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月五日

総務大臣　林　芳正